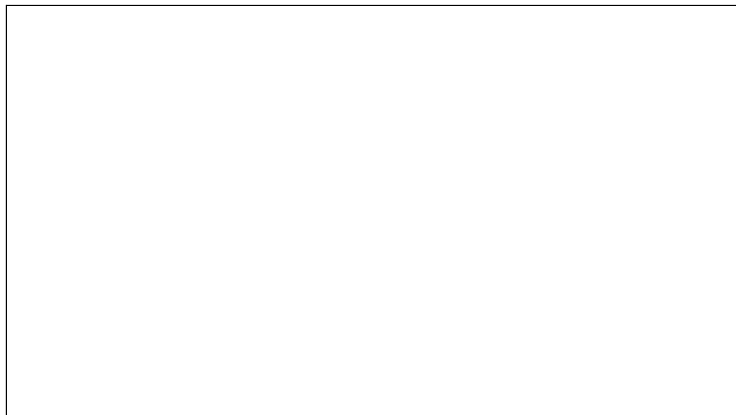


重度心身障害受給者証デザイン（台紙表面・カード裏面）

ここを折って受給者証をはがして使用してください。



注意事項

- 1 受診の際はこの証を資格確認書（健康保険証等）と併せて窓口に提示してください。
- 2 この証に関する条件は、前面但し書きに記載されています。
- 3 この証は北海道内の協定医療機関で使用できます。それ以外の医療機関を受診する場合は、健康保険の自己負担分を支払い、後日、市に請求してください。
- 4 **障初** **老初** の証の方は、初診の場合に限り次の初診時一部負担金を医療機関に支払ってください。
 - ・医科：580円 ・歯科：510円 ・柔道整復：270円
 - ・訪問看護：総医療費の1割に相当する額 ・その他市長が定める額
- 5 **障課** **老課** の証の方は、次の一部負担金を医療機関に支払ってください。
 - ・総医療費の1割に相当する額 ・その他市長が定める額
- 6 医療費が高額になる場合は高額療養費制度をご利用ください。
※詳しくはご加入の健康保険へお問い合わせください。
- 7 入院時の食事代や予防接種料などの保険外診療分は自己負担となります。
- 8 小学校に就学する方は、3月末で自己負担内容が変わる場合があります。
- 9 この証を汚したり、紛失したときは、再交付を受けてください。
- 10 不正にこの証を使用した方は、刑法により処分を受けます。

重度心身障害受給者証デザイン（台紙裏面）

《 ご使用の前に必ずご確認ください 》

■ 医療費の請求について

この証が使用できる地域以外で受診したとき、証を提示せずに医療費を支払ったとき、治療用装具を作製したとき、1か月の自己負担限度額を超える一部負担金を支払ったときは、医療費の請求手続きをしてください。

※医療費の請求ができる期間は、受診した日の翌月初日から起算して2年間です。また別途、ご加入の健康保険で手続きが必要になる場合があります。

■ 高額療養費の返納について

この証を使用した受診により、健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合は、本市が助成した医療費を返納していただきます。

■ 下記のような場合は、この証は使用できません

- ・交通事故など第三者行為による負傷
 - ・業務上の事故による負傷
 - ・学校、幼稚園、保育園などでの負傷により独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費の給付を受ける場合
- ※やむなく証を使用する場合は、事前に必ずご連絡ください。

■ 下記の登録事項等に変更があったときは届出をしてください

- ・他の市町村へ転出するとき
- ・住所、氏名等が変わったとき
- ・ご加入の健康保険が変わったとき
- ・世帯員の異動、修正申告などにより、非課税世帯又は課税世帯へ変わったとき
- ・生活保護を受けたとき
- ・障害者手帳の等級に変更があったとき

■ 資格継続手続について

年齢要件により資格喪失となる場合があります。この場合、資格の継続の可否などについては担当課にお尋ねください。

ひとり親受給者証デザイン（台紙表面・カード裏面）



注意事項

- 1 受診の際はこの証を資格確認書（健康保険証等）と併せて窓口に提示してください。
- 2 この証に関する条件は、前面但し書きに記載されています。
- 3 この証は北海道内の協定医療機関で使用できます。それ以外の医療機関を受診する場合は、健康保険の自己負担分を支払い、後日、市に請求してください。
- 4 **親初** の証の方は、初診の場合に限り次の初診時一部負担金を医療機関に支払ってください。
 - ・医科：580円 ・歯科：510円 ・柔道整復：270円
 - ・訪問看護：総医療費の1割に相当する額 ・その他市長が定める額
- 5 **親課** の証の方は、次の一部負担金を医療機関に支払ってください。
 - ・総医療費の1割に相当する額 ・その他市長が定める額
- 6 医療費が高額になる場合は高額療養費制度をご利用ください。
※詳しくはご加入の健康保険へお問い合わせください。
- 7 入院時の食事代や予防接種料などの保険外診療分は自己負担となります。
- 8 小学校に就学する方は、3月末で自己負担内容が変わる場合があります。
- 9 この証を汚したり、紛失したときは、再交付を受けてください。
- 10 不正にこの証を使用した方は、刑法により処分を受けます。

ひとり親受給者証デザイン（台紙裏面）

《 ご使用の前に必ずご確認ください 》

■ 医療費の請求について

この証が使用できる地域以外で受診したとき、証を提示せずに医療費を支払ったとき、治療用装具を作製したとき、1か月の自己負担限度額を超える一部負担金を支払ったときは、医療費の請求手続きをしてください。

※医療費の請求ができる期間は、受診した日の翌月初日から起算して2年間です。また別途、ご加入の健康保険で手続きが必要になる場合があります。

■ 高額療養費の返納について

この証を使用した受診により、健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合は、本市が助成した医療費を返納していただきます。

■ 下記のような場合は、この証は使用できません

- ・交通事故など第三者行為による負傷
- ・業務上の事故による負傷
- ・学校、幼稚園、保育園などでの負傷により独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費の給付を受ける場合

※やむなく証を使用する場合は、事前に必ずご連絡ください。

■ 下記の登録事項等に変更があったときは届出をしてください

- ・他の市町村へ転出するとき
- ・住所、氏名等が変わったとき
- ・ご加入の健康保険が変わったとき
- ・世帯員の異動、修正申告などにより、非課税世帯又は課税世帯へ変わったとき
- ・生活保護を受けたとき
- ・婚姻(事実婚を含む)したとき

■ 資格延長手続について

18歳以上の方は、年度末で資格喪失になります。未就労や就学などで保護者の扶養が継続する場合は、資格延長の手続きが可能です(20歳まで)。

子育て医療受給者証デザイン（台紙表面・カード裏面）



注意事項

- 1 受診の際はこの証を資格確認書（健康保険証等）と併せて窓口で提示してください。
- 2 この証に関する条件は、前面但し書きに記載されています。
- 3 この証は北海道内の協定医療機関で使用できます。それ以外の医療機関を受診する場合は、健康保険の自己負担分を支払い、後日、市に請求してください。
- 4 **子初** の証の方は、初診の場合に限り次の初診時一部負担金を医療機関に支払ってください。
・医科：580円 ・歯科：510円
・訪問看護：総医療費の1割に相当する額 ・その他市長が定める額
- 5 **子課** の証の方は、次の一部負担金を医療機関に支払ってください。
・総医療費の1割に相当する額 ・その他市長が定める額
- 6 医療費が高額になる場合は高額療養費制度をご利用ください。
※詳しくはご加入の健康保険へお問い合わせください。
- 7 入院時の食事代や予防接種料などの保険外診療分は自己負担となります。
- 8 小学校に就学する方は、3月末で自己負担内容が変わる場合があります。
- 9 この証を汚したり、紛失したときは、再交付を受けてください。
- 10 不正にこの証を使用した方は、刑法により処分を受けます。

《 ご使用の前に必ずご確認ください 》

■ 医療費の請求について

この証が使用できる地域以外で受診したとき、証を提示せずに医療費を支払ったとき、治療用器具を作製したとき、1か月の自己負担限度額を超える一部負担金を支払ったときは、医療費の請求手続きをしてください。

※医療費の請求ができる期間は、受診した日の翌月初日から起算して2年間です。また別途、ご加入の健康保険で手続きが必要になる場合があります。

■ 高額療養費の返納について

この証を使用した受診により、健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合は、本市が助成した医療費を返納していただきます。

■ 下記のような場合は、この証は使用できません

- ・交通事故など第三者行為による負傷
- ・業務上の事故による負傷
- ・学校、幼稚園、保育園などでの負傷により独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費の給付を受ける場合

※やむなく証を使用する場合は、事前に必ずご連絡ください。

■ 下記の登録事項等に変更があったときは届出をしてください

- ・他の市町村へ転出するとき
- ・住所、氏名等が変わったとき
- ・ご加入の健康保険が変わったとき
- ・世帯員の異動、修正申告などにより、非課税世帯又は課税世帯へ変わったとき
- ・生活保護を受けたとき